

出席議員(18名)

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長代理 子ども家庭課長補佐	デア真理	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	熊谷英樹 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	佐藤康弘 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	太田健博 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫邦則 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	佐藤潤 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大 山 薫
次 長	高 木 信 孝
主 幹	今 野 裕 介
主 事	佐 藤 麻 美

議 事 日 程 (第4号)

令和6年6月14日(金曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 3 議案第 2号 柴田町総合体育館条例
- 第 4 議案第 3号 柴田町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 4号 柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 5号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 6号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 8 議案第 7号 財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）
 - 第 9 議案第 8号 和解について
 - 第10 議案第 9号 令和6年度柴田町一般会計補正予算
 - 第11 議案第10号 令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 第12 議案第11号 令和6年度水道事業会計補正予算
 - 第13 陳情第 1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において13番大坂三男君、14番佐々木裕子さんを指名いたします。

日程第2 議案第1号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第1号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番広沢真君。

○15番（広沢 真君） 議案第1号に関わって質疑をしたいというふうに思います。

12月2日にマイナ保険証に切り替わるということを言われて以来、世間やマスコミでもいろいろ騒がれております。実際に、医療機関の場面でもトラブルがあちこちで起きているというのがあって、極めつきは調剤薬局でマイナ保険証じゃないと受け付けないと突っ返された人がいて、それが苦情対応になったというのも新聞報道などで出されていますが、実際に切替えになった場合に大きな混乱が予想されるというふうに思っているんですが、柴田町で、町内医療機関や役場でどのような混乱が起こるといふふうに予想されているか、もし予想されている場合にはどういうふうに対応しようと考えているかについて伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 医療機関においては、令和5年の4月からオンライン資格確認が原則義務化されているところですが、現時点でもシステムの不具合などにより負担割合や資格の情報が正しく反映されないという事案について報道されているということは、町のほうでも把握をしているところでございます。

今後、使い慣れていない方が操作方法に戸惑い、それから受付が混雑するということが予想されます。現在のところ、医療機関などからは、町に対して直接、そういうようなご意見は今のところはいただいております。

あと、町におきましては、12月2日以降は保険証を発行しないこと、また、保険証の更新が今年で最後になるため、今後、問合せがあることが予想されます。その対応策についてということでもございました。

医療機関においては、国から、受診した方に対して早い段階からマイナンバーの利用促進を促す、声かけするよう働きをかけていただいているようでございます。また、資格の情報などが正しく反映されない場合などは、町へ確認の連絡が入るため、そんなに多くはないんですが、対応しているというところでございます。

町においては、窓口の手続等ですね、保険証や限度確認書の交付申請時などにおける声かけ、それから広報物を活用した周知に努めまして、マイナ保険証の早期の利用促進を図ります。また、その場合は丁寧な説明を心がけて、スムーズな移行につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（広沢 真君） 今の時点では、恐らくそういうお答えだろうなというふうに思っているんですが、実際にあったトラブルの例を見ますとやはり、言ってもマイナンバーカードの交付元である各自治体や、それから保険証、まだ皆さんの認識は、直接手続等の窓口になっている町が保険証の対応もやっているというふうに思いますので、医療機関だけではなく、利用者である保険加入者も含めたトラブルというか苦情対応や、あるいは相談事というのは絶対増えるというふうに思いますので、そのあたりをしっかりと想定して対策を打っていただければなというふうに思います。

これ以上、多分答えはないと思うので、これで終わります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。15番広沢真君。

○15番（広沢 真君） 15番広沢真です。

私は、議案第1号の後期高齢者広域連合の規約変更について、反対の立場から討論したいというふうに思います。

そもその立場からいえば、私はマイナ保険証の導入にも反対です。しかしながら、今の現時点でこれだけ予算も使って、そして各医療機関では対応する機器も入れてしまっているという段階から、全てをなしにしろというのはもう無理な段階に来ているのかなというふうに思いますので、一つ、現状の問題から、反対する論点を明らかにしつつ、討論に参加したいというふうに思います。

それで、先ほど私も質疑でも確認しましたが、当然、今、全国の医療機関で、このマイナ保険証を使った際のトラブルが多発しております。私も関わっている医療機関の関連の県内の医療機関でどういうトラブルがあるのというふうに聞きましたら、顔認証トラブルというのが一番あったそうです。顔認証システムで、やっぱり個人差があって、あの顔認証システムって目鼻の相対的位置などを使って判断するので、判断しづらい人というのは必ずいるそうです。それも含めてトラブルがあって、結局、そのトラブルによって受付の前で滞留が起こるというようなことがトラブルの主な理由で、そして、その対応としてどうしたかという、オンラインのセンターに確認をしたとか、メーカーに確認したとかということもあったんですが、前回来院時のデータを照会したということと、それから結局、紙の保険証に代えて、たまたま持っていた人たちは紙の保険証も出してもらって確認したということがトラブルの対応の方法だったそうです。

そういう点で、今後、マイナ保険証しか使えないというふうになると、恐らくはマイナ保険証を急いで使えるようにしようという方々も増えていきます。特に、今議案となっている後期高齢者の方々というのは75歳以上の高齢者ですから、当然、デジタル機器の知識や扱いにも慣れていない方が多く含まれます。そういう方々に対して、実際にどういう使い方をするのか、何が問題なのかを伝えること自体、やはり大きな困難が伴っているなというふうに思っております。要は、今の現時点でシステム的にも不具合があって未成熟な、それぞれ出てきた苦情に対応して改善していくなんていうレベルでやるんだとしたら、数年のスパンが必要だというふうに思っているんですが、全く拙速に今年の12月2日からやってしまうということで、大混乱必至だというふうに思います。

高齢者の実際に保険を使う方々の混乱はもちろんですが、医療機関の側も、結局のところ、受付で手続の段階でも滞りが起こるということであれば何らかの対応をしなければならないというふうに考えているということでした。しかしながら、医療機関の中でも医療の事務の分野というのは、ご存じの方もいるかもしれませんが、医療行為としての収入につながらない部門だということです。ちょっと長くなるので詳しくは言いませんが、保険診療における医療機関の収入のやり方というのは、例えば診察をした、あるいは投薬をしたというところに点数というのが数えられて、その点数に単価を掛けて価格を割り出して保険者に請求するというのが医療機関の収入の得方です。でも、事務の部分については医療行為の対象になっていないので、収入にはつながらない部門なんです。

欠かすことのできない部門なんですけど、医療事務の方々というのは働いても直接の収入につながらないということで、その医療事務をどういうふうに効率化して進めるかというのは、特に小さな医療機関にとっては死活の課題にもなってくるということなんです。ですから、単純に人員を増やすなんていうこともできないし、ましてや、お医者さんにかかって早く診察を受けたい、薬をもらいたいというふうに考えている人をむげに扱うことは到底できるわけありませんから丁寧に対応することが必要ですが、そうすると事務の方々の負担も大きくなるということがあります。

それに対して、政府の対応というのが非常に拙速で強引なものになっていたということが明らかになっています。この3月まで、今お話しした保険者に対する医療機関の医療保険請求の手続をしようとオンラインでつなごうとすると、まず厚生労働省のページが割り込んできて、マイナ保険証利用者に関するアンケートに答えないと医療保険請求ができないような仕組みになっていたそうです。これがひどいというのが全国の医療機関からも上がって、3月でやめたそうですけれども、ただ、アンケートやマイナ保険証の利用率を上げろというプレッシャーが医療機関にもかかってきているそうでもあります。

このように、利用者にとっても、それから医療機関にとっても、非常にデメリットしか今の現時点で感じられない、そういう制度が強行され、そして12月2日にそれを推し進めようとしているということがあります。ただ、先ほどお話ししたとおり、今の段階で多額の予算も使った機器も入れている段階で、それを全てご破算にしろという段階ではもうなくなってしまったというふうにも考えておりますので、私の反対の理由はただ1点、紙の保険証を廃止するなどという1点で反対をしたいというふうに思います。

先ほどのトラブル対応でも、結局のところ、紙の保険証に戻って確認したという事例が多発

しています。選択肢として、12月2日以降は3つの選択肢があつて、要するにマイナ保険証と、資格証明書と、それから紙の保険証というのが来年の夏ぐらいまで、3つの選択肢、あるということが続いていきますが、それで紙の保険証をなくすのではなく選択肢を残すべきだという1点で、特に後期高齢者の部分については、それがなおさら重要だというふうに考えています。

ですから、上位法の関連で変えなくてはならないというふうにはなっているんでしょうけれども、後期高齢者医療広域連合では、ぜひともこの意見を国にも上げて、そして現行の紙の保険証の存続を求めていただきたいという思いも込めて、反対の意思を表明したいというふうに思います。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番安藤義憲君。

○7番（安藤義憲君） 7番安藤でございます。

ただいま議題となっております、議案第1号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての賛成の立場から討論を申し上げます。

令和5年6月のマイナンバーと健康保険証の一体化に関する関係法令等の交付により、本年12月2日から現行の健康保険証は発行しないこととされました。それに伴う対応策として、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療を受けられるよう、資格確認書を交付することになりました。

宮城県後期高齢者医療広域連合においても、国の制度改正に合わせた適切な対応として、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない被保険者に対し、受診控え等がないよう、申請不要で健康保険証と同じ情報が記載された資格確認書を交付することとしたことから、本議案が上程されたものと認識しております。全ての被保険者の円滑な保険診療の機会を確保するために、必要な規約の一部変更と考えております。

以上のことから、今回の規約の一部変更について、賛成すべき判断といたしました。同僚議員の賛同をお願いいたします。賛成討論といたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 柴田町総合体育館条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第2号柴田町総合体育館条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

条例の第9条についてお伺いをしたいと思います。第9条の使用許可の取消し等というふうにあります。その条文の中に、「体育館の管理の必要上やむを得ないと認めたとき」、あるいはその下に書いてある1号、2号に該当した際に使用の許可を取り消すとうたってあります。どちらかという、例えば使用申請者の虚偽、あるいは不正によって取り消すというようなところが主となっておりますけれども、災害が発生した際に、例えば避難所の運営であるとか、開設であるとか、そういったところの理由により使用許可を取消した場合についての条文を定める必要がないのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。「体育館の管理の必要上やむを得ない」となっていると、様々な捉え方はあると思うんですが、例えば緊急的なメンテナンスというところがイメージとして浮かぶんですが、その天災への対応についてお伺いをしたいと思います。

それから、例えば災害が発生をして、避難所が開設される等々で使用許可が取り消された場合、それに対して、使用申請者に対する、まあ、免責という表現が適切かどうかはちょっとあれですけども、例えば体育館使用をするに当たって用意していたイベント等に使う備品のキャンセル料であったりとか、あるいは食材のキャンセル料であったりとか、そういったところの免責事項、どちらが負担をするのか等々については、条例ではないかもしれませんが、そういったところも想定されているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） ただいまの質問に対してお答えしたいと思います。

まず一つ、今、石森議員がおっしゃいました、「体育館の管理の必要上やむを得ないと認めたとき」というのは、条例第9条に規定されているところで、規則の第3条に、災害その他不可抗力によって使用ができなくなった場合は、10割、指定管理者のほうから体育館の使用者等に返還するという規定で行っておりますので、これを採用という、これで解釈できるのかなど

いうふうに考えております。

続いて、免責のお話なんですけれども、現在、条例は上程しているところなんですけれども、一方で、指定管理の協定を締結するために、今、案を作成している段階であります。その中に、総合体育館の業務を行うに当たり、指定管理者には当然、必要な保険の加入義務を考えております。その保険の契約をした場合は、当然、町のほうにはどういった契約をしているのかという写しなんかも報告する考えでいまして、今回、例えばそれに伴う町や指定管理者の免責についてなんですけれども、免責といっても事案によってケースがいろいろ考えられます。例えば、天災や不可抗力による費用負担は、まずは保険が適用になるのかということを最初に検討する必要があると。

そして、免責という解釈なんですけれども、一般的には、例えば保険会社が保険金支払いの責任を負わない場合、そういった免責というのは、解釈、一部あると思うんですけれども、その場合において、町と指定管理者の免責金額について、協定の中で損害状況の確認をまず行う、指定管理者と町がそれに伴って状況を判断し、費用負担等を決定するものという規定を、これは案の状態なんですけれども、そういったものをしっかりと明記した上で進めていければなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

全体的な考え方についてお聞きしたいと思います。条例という形で出てきているんですけれども、この中身を見ると、町と伊藤忠との使用契約で済むような内容かなと思うんですけれども、条例というよりも使用契約をきちっとしたほうがいいのかとまず受けましたので、それを条例という形に持っていけるのかどうか、そこについてお聞きしたいと思います。

それと、指定管理という形が指定されているんですけれども、もともと所有権はこちらにないわけですから、指定管理を決めるというのも、こちらが決めるんじゃなくて、逆に所有者が指定管理を決めるということにもなりかねないので、その2点について、基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

こちらが条例として成立するというのであれば、その中身についてお聞きしたいと思います。使用料金とか使用時間の変更について、最終的な判断権はどちらが持っているのかということ、それと、町が使用する以外のところは伊藤忠側で営業に使うと思うんですけれども、町がどのくらいの、何時間というか何%、日数でもいいんですけれども、何%ぐらい使用するこ

とになるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、石森議員もちょっと触れているんですけども、逸失利益について。例えば、町が使わない部分について、伊藤忠側で営利目的でやっていったと。そして、それが何かの形で損害を与えた場合に、そこから得られるべき損害、逸失利益ですね、あった場合に、それを町は負担することになるのか。それは、避難所として使う場合でも、いつ避難所として使うかってあらかじめ予定されるわけありませんので、災害が起きて利用しようとしたときに、そこを民の契約でほかに賃貸契約を結んでいた場合、それを柴田町が避難所として使うというときに、そこから得られるべき逸失利益を柴田町は補填することになるのか、そして避難所として使用する期間をいつまでというのを決められるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それと、一番最後に備考のところ「5人以上の町民」となっているんですけども、町民かどうかというのを町のほうで判断してやるんでしょうか、それとも、町民という形で申請すればそれもいいと認めることになるのか、その判断についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） 随分質問が多くて、幾つか、全て答えられるかというのはありますけれども、整理しながら説明していきたいと思います。

まず、条例の考え方なんですけれども、柴田町総合体育館は確かに今までにない、例のない形で、官民連携事業で行っております。ただ、公の施設として位置づけている以上、しっかりとした形で管理体制は条例で定めると、これは地方自治法の第244条と、地方自治法の中で条例で定めるという形は定めておりますので、それに基づいて行っている。

ただ、今回の公の施設につきましては、官民連携事業としてコンソーシアムという、いわゆる町の要求水準に対して、何度も今まで説明してきたかもしれないんですけども、企画提案に基づいて、それをしっかりと精査した上で包括の事業契約を結んでおります。それに基づいてしっかりと条例を制定して、期間を定める形で今度は指定の協定に入っていく、つまり公の施設の管理体制については条例で定める義務が当然町にはありますので、これをご理解いただきたいというふうに思っております。

ちょっと、2点目がですね、最終判断権という多分話だったと思うんです。（「あの……」の声あり）その前に何か。（「指定管理の件で……」の声あり）

○議長（高橋たい子君） こちらを通じてやってください。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） すみませんでした。

指定管理者の制度なんですけれども、これも地方自治法で、町のほうで指定管理者に定める場合、それでもできる場合という規定はありますけれども、今回、企画提案の中でもうしっかりと、町のほうの要求水準の段階からですね、総合体育館を建設するときには指定管理者制度を設けるといって前提条件がありますので、当然、指定管理者制度、所有権がどちらにあるかということで、所有権はあくまでも、建物の所有権は、これはリースに伴うものなのでコンソーシアムのいわゆる業者になります。そして、町はそれを借りて、公の施設と位置づけた上で指定管理者制度、いわゆる民間に運営管理を委ねるというシステムですので、そこはしっかりとご理解いただきたいなというふうに考えております。

続いて、利用時間とか利用料金、変更が伴った場合とかいろいろ、ケース・バイ・ケースであるかと思えますけれども、最終判断は誰にあるのかと。この最終判断は、最終判断権が誰ということではなくて、例えば利用料金については、指定管理料として収入源が指定管理者に入る場合は、当然これは裁量権は指定管理者にあるわけなんです。ただ、公の施設を住民の利用に供するという行政目的はしっかりと、重要な観点からすると、全てが全て指定管理者に裁量権があるということではなくて、条例でうたっているとおり、町の承諾を得ると、町長の承諾を得るといって規定したものであります。

そのほか、利用時間等についても、基本的には裁量権は指定管理者という解釈は取れます。ただ一方で、全てが全て、指定管理者が何でもかんでも決められるものではなく、その都度やはり官民連携事業のパートナーとして協議を行って決める必要があるかなと。変更が生じた場合も同様に、町と指定管理者の官民連携事業として、一つ一つ協議を行っていく必要があるかなというふうに考えております。

続いて、今度は体育館を町が使用する時間の統計のことだと思うんですけども、当然、総合体育館が出来上がれば、スポーツ活動の団体も使うし、町でもいろいろな、例えば町の健診、保育所の運動会、例えば教職員も学校の入学予定の未就学児健診等、または20歳の集いとかいろいろなイベントもありますし、そういったことは実は今年の1月に、仮なんですけれども、あくまでも予定のスケジュールとして全課に照会をかけて調査をしているところです。そうすると、年間で大体648時間ぐらい、日数でも70日前後という、ただ、これはあくまでも予備日も含めての大ざっぱな形で聞いた上なので、今後、実は指定管理業者もその辺はやっぱり気になるところなので、しっかりとこの9月末ぐらいまでには、例えば令和7年の1月から3月分、令和7年度1年間につきましては11月ぐらいまでにはある程度、町の事業も確定している部分を含めて仮押さえをする考えで今のところ進めているところです。

続いて、先ほど石森議員とちょっと似たような、管理者の逸失利益の関係なんですけれども、使用者と指定管理者の関係と、町と指定管理者の関係ってあると思うんですね。例えば、管理者の逸失利益の分もその賠償に含むのかという、事案にもよると思うんですけれども、例えば損害の程度によって明らかに管理者に逸失利益が伴うのであれば、当然、含んだ形で賠償もあり得る、使用者側から賠償金を取るということは考えられます。

一方、町と指定管理者の関係についても、これは先ほどお話したとおり、指定管理の協定、今、案の段階ですけれども、その内容、程度の詳細をしっかりと書面をもって町に通知を出させて、損害の状況を確認した上で協議して費用負担は決めていくと。これは、避難所を運営した場合も想定されると思うんですね。

避難所の運営の期間等についても、それは大雨なのか、大地震なのか、いろいろなケース・バイ・ケースで避難所の運営の期間というのは、町の対策本部、災害対策本部を立ち上げますので、その対策本部を中心に指定管理者のほうにしっかりと、もちろん避難所の運営になれば、町が避難所運営の責任者となりますので、そこはしっかりと指定管理事業者と連携を組んだ上でやっていくと。そのときの例えば賠償等についても、どのぐらいの期間かによって全くケース・バイ・ケースで想定ができない部分もありますので、そこは協定の中で、不可抗力、または避難所運営等の費用負担は明記していきたいなど。つまり、しっかりと協議を、根拠となる資料に基づいて協議をした上で決定していくと、そういう形で考えております。

以上です。（「町民」の声あり）

○議長（高橋たい子君） もう1点ありましたよね。町内に居住していることを誰が確認をするのかという質疑あったんですが。どうぞ、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） 最後の質問、抜けておりましたて申し訳ないです。

町内と町外の見極め方、原則、申請団体の申告がまず判断基準になるかと思えます。指定管理者は、申請の段階で聞き取り等も行いますし、虚偽の申請がないように普通には考えるのが一般的ですね。仮に、これは私もスポーツの一人の人間として、仮にですよ、虚偽の申請等があれば、その都度それは対応せざるを得ないと。これは、マナーの問題であって、基本的には聞き取り等で最初は考えていきたいなど。

ただ、やっぱり利用者団体の中で、団体で判断するのか、人数で判断するのかという、その辺の見極め方はあるかと思えます。そこは、やはり指定管理者が裁量権がありますので、分からない場合は例えば町に相談をすとか、提出物、名簿を提出すとか、第2、第3のしっかりとした形での確認はする予定となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） ありがとうございます。

ちょっと確認ということになると思うんですけども、私が一番心配しているのは、避難所として使ったときに、例えばいろいろな諸事情からもう少し使いたいという町側の希望があったときに、いや、もうほかの民間の契約が入っているから、いつまでに出ていってくださいと、逆に所有者のほうと言う可能性が出てくるんじゃないかというのが一番おっかないなと思っ
ているんですけども。

ですから、そのときに、町のほうもそう言われたときに、そこで逸失利益がある程度発生するかもしれないという、今のご答弁で、そうなったときに、頭のどこかでその逸失利益、民
民の契約を破棄させることになりますので、100%瑕疵はこちらにあるわけですから、そう
いったときにある程度の負担覚悟でやらなくちゃいけないというのはちょっと腑に落ちない
ところがありましたので、その辺はきちっと、こちらというか町のほうの使用に耐えられるよ
うな避難所になり得るということをちょっと確認だけしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） 状況によって、確かに避難所の期間というのは変わって
く
と思うんですね。この間の台風19号にしても、東日本大震災にしても、ケースによって全
く
避難所の運営というのは変わってくると思います。そこはしっかりと災害対策本部の中
で協議しながら、状況を把握しながら進められていくと。

ただ、指定管理者も、この企画提案の中で、天災、いわゆる災害等に関する運営等につ
いては、町民が安全に確保されることが大前提であると、しっかりと指定管理者候補業
者の提案の中に入っているわけなんですね。そこは、確かに逸失利益の問題はありま
すけれども、費用負担については、状況によってしっかりと協議を、後ほど協議を
して決める形にはなるのかなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いた
します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号柴田町総合体育館条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 柴田町情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第3号柴田町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番小田部峰之君。

○4番（小田部峰之君） 4番小田部峰之です。

第5条の条文なんですけれども、「何人も」という表現、これですね、町内、町外、国内、国外問わずということなのか。あと、どのような形の情報を公開するのか。そして、そのことによって町にと、個人に不利益など発生するおそれはないのか。この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 小田部議員の質問、3点でございます。

まず1点目、「何人も」とは、町内外、国内外問わずということかという質問でございます。議員おっしゃるとおり、町内外、国籍は問わないということでございます。

それから、2点目、どのような形の情報を公開するのかというお尋ねでございます。このことにつきましては、町職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び写真が公開の対象となります。しかし、公開することによりまして、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報や、個人情報など個人の権利・利益が害されるおそれのある情報、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益が損なわれるおそれのある情報などは除かれるということになります。

それから、3点目、情報公開することによって、不利益などが発生するおそれはないのかというお尋ねでございます。このことにつきましては、本条例では不利益が生じないよう公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障があるおそれのある情報や、個人情報など個人の権利が害されるおそれのある情報、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な理由が損なわれるおそれのある情報などを公開しないということと規定しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

私は、第6条についてお聞きしたいと思います。第6条の第1項第1号に、請求する者の住所、氏名というふうな形を記入するところを書いてありまして、それで同じところの2項のところでは、請求者の情報について補正を求めることができるということになっているんですが、この請求者の情報というのは、第1項第1号に書かれている代表者の氏名、住所を指しているのか、それ以外のことを指しているのか、お聞きしたいと思います。

それと、第5号で、先ほど小田部議員が話したように、「何人も」という形をしている以上、住所、氏名自体が要らないんじゃないかと思うんですけども、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 第6条第1項第1号で、住所の記載を求めていると、ほかの記載事項、あるかなしやということでのお尋ねかと思います。

請求書面には、氏名、住所のほか、公開を請求する情報の件名、または内容を記載していただく必要がございます。ご質問のあった新設する第6条第2項で求める記載の補正につきましては、請求された情報の特定ができない、内容がよく分からないようなとき、そういうときに想定しているということでございます。

それから、第5条で、何人も請求できるのであれば、そもそも申請の段階での住所、氏名も必要ではないのではないかと、不要なのではないかというお尋ねでございます。

まず、議員ご指摘の確認事項、今確認させていただきましたが、情報公開の請求は何人でも行えるということでございますが、その公開につきましては行政処分として行われるものになります。そのため、公開できない情報がある場合、審査請求等に発展する可能性もございますので、手続の事実関係を明確にするため、請求者の氏名及び住所の確認が必要ということになります。申立てがあったときの返答ということも出てくるということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑どうぞ。

○12番（秋本好則君） それで、ちょっと補足で聞きたいことがあるんですけども、例えば何人もという形で第5条に決めているということで、第6条第2項のほうでは、先ほどの答弁の中で、補正を求める情報というのは、何を求めるかがよく分からないこともあるということが含まれるということなんですが、そういう形であれば、第6条第1項第1号のところの形、代

表者の氏名、住所、または、ああ、名前、住所、氏名ですか、そういったことについて、連絡さえ取ればどういう形であっても、ここについて問いたしたいということがあって、連絡が取ればそれでいいのであって、これがもし虚偽と言わないまでも、例えば町のほうの持っている情報とかそういったものを、例えば町外とか国外でも構わないわけですから、そういったことについて確認を町としてはどこまでできるかという話もありますよね。

だから、そこを含んでいったときに、連絡取れば、ただすことができるのであれば、住所、氏名というのは、まあ、不確定ということではないんですけれども、町として確認取れなくてもいいのかなという感じを受けるんですけれども、その辺のスタンスについてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 住所、氏名の記載、なぜ必要かというお尋ねでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、例えばその決定に不服がある場合、その場合は審査請求等、次の段階に進む場合があります。そのときに、どこぞの誰かも分からないと、きっちりとした申請人が明らかでない状態では、その先に進むということはありませんので、まず、第1回目の申請の段階で明らかに、その申請をする者の情報を明らかにするということが必要だということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑どうぞ。

○12番（秋本好則君） 私は、もしそういう内容で問いたしたいときがあるのであれば、何らかの形で、例えばメールアドレス、今はそういう形で、国外の方もいらっしゃいますので、海外の方に対しては例えばメールアドレスのほうが手っ取り早いわけですから、そういったこととか、電話でもいいんですけれども、代理者を決めるとか何かの形で連絡が取れるということがあればそれで事足りるのかなと思うんですけれども、どうしてもそこに書いてある、例えば戸籍とかに書いてあるような形まで必要なかということをお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） いろいろな考え方はあろうと思いますが、連絡を取ればいいということが主ではございません。申請する者の責任を明確にして、その後の対応になった場合にも、それぞれ明確になっているということが必要だということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号柴田町情報公開条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第4号柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第5号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第6号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

本件2件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

議案第6号の議案書27ページから28ページに関連してお伺いをいたします。提案されている条例の施行日については、公布の日となっておりますけれども、職員配置の基準が変更される内容の条例であることから、町内の関連する事業所の運営上に差し支えないことがしっかりと確認された上での施行日なのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長補佐。

○子ども家庭課長補佐（デア真理君） 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正につきましては、満3歳以上の児童の保育士等の配置基準の改正になります。町内で本条例に該当する事業所は、小規模保育事業所となりまして、現在、満3歳児以上の子どもを受け入れている小規模保育事業所はないため、運営上差し支えないことは確認済みです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第7号財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

この財産の取得についてですけれども、小型消防ポンプ付軽積載車1台ということですが、現存している、入替えということだと思んですが、現存車両の例えば積載品とか車両そのものの処分方法、今後どのようにされていくお考えなのかということが1点と、それから参考資料で出されている中で仕様を見ると、消防ポンプエンジンについて、2ストロークまたは4ストロークとなっておりますけれども、環境負荷の観点から2ストロークを仕様に乗せるというのはいかがなものかと思いますが、その点について、この仕様書に2ストロークを載せた理由についてお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） ただいまの石森議員の質問にお答えしたいと思います。

最初に、現存車両や、その積載品、艀装品ですね、そちらの処分方法はということなんですけれども、現存車両については、入札前の仕様書に記載しているんですけれども、納入業者において処分、あとそれに伴う諸手続をしてもらうということを記載しております。こちらとしましては、処分方法については廃車、スクラップ処理を想定しているところです。

なお、質問のあった積載品の処分方法なんですけれども、積載品、消防用品になるんですけれども、そういったものですね、各種艀装品も含んで消防の消耗品というんでしょうか、そう

いうものについては、町内で配置します班のほうに事前にお話をして、使えるものについては消防詰所等で保管してもらうように話して、その時点で、手続が終わってから、実際の現存の車両を含めて納入業者のほうにお渡しして配置してもらうという形を取っております。

2点目、環境負荷の点から見れば、2ストロークはあまりよろしくないのではないかというような話なんですけれども、2ストローク、4ストローク、エンジンの性質上、それぞれにデメリットがあると思うんですよ。やはり石森議員おっしゃるとおり、4ストロークエンジンの場合、環境負荷は低くて、そのほかにも燃焼効率がいいというところでメリットがあるのかなと思うんです。一方で、2ストロークエンジンについては、小さな排気量で高出力のパワーが出せること、あと、4ストロークエンジンに比べれば構造がシンプルで、それがゆえに軽量で扱いやすいと。軽量で扱いやすい点ということもあまして、もし故障した場合、修理が安価であるというメリットがあるんです。このことから、軽積載車に積んでいる消防ポンプを使うのは消防団ということもあまして、使用頻度も考慮してこの2種類を併記したという経緯がございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） 最近の傾向として、エンジンについては4ストロークが主流だと思うんですが、近年入れ替えている部分については4ストロークが多いかどうか、そこだけお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 今年度納入した業者につきましては、4ストロークのエンジンということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 和解について

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第8号和解についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番吉田和夫君。

○11番（吉田和夫君） 11番吉田和夫でございます。

議案第8号について、3点ほど。2月の13日だったでしょうか、情報提供ということで全員協議会でお話がありました。社会福祉法の事業については非課税であったり、人件費で非課税であったりというご説明をいただいて、両方に瑕疵があったというようなことで、合計は1,031万円請求ということだったんですけれども、この経過の中で、アスムさん側からの申出、これは理由として、財力がないためというのが理由で688万円で和解したいという今回のお話でした。今後を心配している議員が大変多かったので、全員協議会でそんな話が出ました。財力がないのでというようなことなので、今後の契約については大丈夫なのか、影響ないのかというのが1点。

2点目は、現在、むつみ学園ですけれども、何名の利用者が、本町で何名いるのかと聞いたほうがいいのか、何名利用しているのか。

3点目には、町として、そういう財力がないというようなこともあったので、この経営状態ですね、町としてきちんと把握しているのかどうかの3点をお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長補佐。

○子ども家庭課長補佐（デア真理君） まず、1点目のご質問についてですが、むつみ学園の運営費につきましては、角田市、大河原町、村田町、蔵王町、柴田町の1市4町による負担金及び国などからの障害児給付費及び利用者負担金でそのほとんどを賄っております。今回、むつみ学園の運営委託について、アスムの財政状況についてご心配をいただいているということでしたが、運営費につきましては、アスムの経営状態が影響するということはないと考えております。

しかし、2点目のご質問も併せてお答えいたしますが、現在、6月1日現在で、むつみ学園の利用者数は2人となっております。そのうち、柴田町の方は1人となっております。このように利用者数が少ない状態でありますと、1市4町の負担金、財政的な負担ということも大き

くなっておりますので、今後のアスムへの運営委託、また、むつみ学園の今後の在り方も含めまして、1市3町と話し合いながら検討を進めていきたいと考えております。

次に、3点目、町としてアスムの経営状態を把握しているのかというご質問についてですが、町としても経営状態は把握はしております。今回の返還金の件に当たりまして、大河原税務署からアスムに通知がありました消費税及び地方消費税の更正通知証というものの写しを提出していただいております。それによりまして、平成30年度から令和5年度におけるアスムの総売上げを確認はしております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） まず、人数については、やっぱりその経営状態からすると、昔は十数名とかというふうにおりましたけれども、今現在2名で、本町の子どもが1名利用されているということなので、例えば経営状態についても、あそこでは私らもよくお話は伺っているんですけども、専門の臨床心理士のほかにいろいろ専門スタッフをそろえているということだったので、そういうスタッフを抱えての運用というのは心配されているということでしたので本当に大丈夫なのかというのが一つと、それから、688万円はこれから通れば請求なさって入ってくると思うんですけども、そうなった場合、例えば本町でどれぐらい入ってくるのかというの、もし分かれば、この2点お伺いたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長補佐。

○子ども家庭課長補佐（デア真理君） まず、1点目の質問についてですが、むつみ学園の定員は20名としております。現在2名という利用者数なんですけれども、今後増える可能性も想定はしております。アスムからのお話を聞きますと、8月を過ぎたあたりから保育所などで集団行動がなかなかできないというようなお子様の相談を受けることが多くなるということで、そのようなことも想定してスタッフは20名入っても大丈夫ということでそろえてはおります。ただ、運営委託のほとんどが人件費となっておりますので、そのあたりも今後検討する要素があるなど考えてはおります。

次に、2点目ですが、今回の688万2,100円のうち、柴田町に返還される予定の部分につきましては181万6,738円の予定となっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号和解についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

10時50分再開といたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第10 議案第9号 令和6年度柴田町一般会計補正予算

日程第11 議案第10号 令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第12 議案第11号 令和6年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第9号令和6年度柴田町一般会計補正予算、日程第11、議案第10号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第12、議案第11号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本件3件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号及び議案名並びにページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。3番吉田清君。

○3番（吉田 清君） 3番吉田清です。

1点お伺いします。43ページ、3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費86万1,000円、どういった老人が対象で、どこに宿泊するのか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 3款1項2目老人福祉費、生活管理指導短期宿泊事業でございます。

まず、対象者でございますが、家庭の状況など様々な理由により自宅での生活が困難となり、一時的に養護する必要がある、おおむね65歳以上の高齢者でございます。

次に、宿泊先でございますが、角田市、名取市、仙台市に所在します3つの養護老人ホームと業務委託契約を締結しております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 議案第9号の43ページです。児童福祉総務費で、今回、（仮称）船岡児童館の整備事業として1億813万7,000円計上されております。施設工事だけで1億385万8,000円ですけれども、今年の1月の全協で示された資料から見ると、およそこの金額がかかるような工事内容ではないかなと推察するんですが、その後、変更があったのかどうかも含めて、工事内容の詳細についてご説明をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長補佐。

○子ども家庭課長補佐（デア真理君） 船岡児童館整備工事につきまして、議員全員協議会で情報提供させていただいている工事内容から大きく変わる部分はありませんが、詳細を確認した上で必要となったものとしまして、建築基準法にのっとり設置しなければいけない排煙設備や小屋裏空間を隔てる壁及び防火上必要な間仕切りの設置及びスロープの設置が追加されております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） そうすると、何年か前に槻木の放課後児童クラブが新設された金額と遜色ないような金額になっていると思うんですが、物価高騰とかもあるとは思いますが、それにしてもちょっと高くなっているなという印象を受けます。様々積算して妥当な金額として計上されていると思うんですが、その点の、例えば積算した中で工事内容を少し見直したりとか、そういった余地というのはなかったのかどうか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長補佐。

○子ども家庭課長補佐（デア真理君） 今回の金額につきましては、実施設計を委託している業者から概算として提示していただいた金額になります。今後、精査して入札等に臨む予定ではございます。

確かに、物価高騰によることとか、あと週休2日制による人件費の値上げということも影響

してはございますが、あくまで概算の金額ということで、今回、交付金、国の補助を利用して設置するというので、その補助金の申請期限などもございましたので、取り急ぎということで概算で積算して、今回、提示させていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） 概算というお答えありましたけれども、全協の資料だと、補助の限度額が1億2,500万円ぐらいの最高の補助に、支援単位ということでありましたけれども、一旦、この申請をして、万が一、物価高騰とか人件費の高騰によって今回の金額よりも補正で上積みとなった場合、その補助金で対応可能なのかどうか、そちらをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長補佐。

○子ども家庭課長補佐（デア真理君） 今回の補助金の上限額は1億385万7,468円と見込んでおります。もし今後、これ以上上がるということがあった場合、こちらの上限額までは国の補助対象基準額として見られると見込んでおります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

ただいまの答弁について、ちょっとお聞きしたいことがあるんですが、この金額がかかる理由として、一つに排煙設備という話があったんですが、無窓の居室にならない限り、機械排気じゃなく自然排気できると思うんですが。であれば、さほど大きな金額にならないと思いますので、無窓の居室になってしまうのかということの理由をお聞きしたいと思います。

また、耐火、防火区画の件だと思うんですけども、例えば構造を、プラスターボードを二重貼りするとか、そういう形で対応可能なんですけれども、そういった簡易な防火構造、防火区画ということも考えられたと思うんですが、そういったことなんでしょうか。その防火区画の中についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長補佐。

○子ども家庭課長補佐（デア真理君） まず、排煙設備や防火上必要な間仕切りについてなんですけれども、現在の第一幼稚園には自然排煙となる窓というのが設置されていないということで、そちらの設置が新たに必要となっております。

また、間仕切りにつきましても、石膏ボードということで、そのような材質を使うということになっておりますが、基準として3室以下の区切り、また100平方メートル以下の区切りということで設置するようになっておりますので、今回、幼稚園という教育財産から児童福祉施設に変えるということで建築確認申請が必要となりますので、そちらに基づきまして、この

ような建築基準法にのっとった改築が必要と考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑どうぞ。

○12番（秋本好則君） 排煙設備なんですけれども、自然排気ができないというのであれば窓をつければいいと思うんですけれども、機械排気でダクトをつけて天井を全部配管してやり直すということよりも、窓をつけたほうが安いと思うんですけれども、なぜそうできなかったのかということもお聞きしたいと思います。

それと、多分、防火区画については、主要な間仕切りについて、小屋裏まで達するような防火区画を造れということだと思うんですけれども、この主要な間仕切りに当たるかどうかということは、土木事務所なりのほうの判断を待たなくちゃいけないところがあるんですけれども、その辺は判断はされたんでしょうか。私、福祉施設をやって、建築センターのほうに1回伺ったことあったんですけれども、こちらで考えている主要な間仕切りとと思っていたものが、向こうのところでは、主要な間仕切りというのは異種用途区画のことであって、普通の事務室とほかの部屋というようなそういう用途の区画ではなくて、異種用途区画のことをいっているんだというふうに言われたことあったんですけれども、その辺の確認をされたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸英義君） 設計の詳細の話、大分出ているようですけれども、実はこれ、補助申請の期限が迫っていたものですから、当然、設計業者がきちっとした形で出してきたものを、その金額でもって提案して、予算だけまずは認めていただいて、その後は当然精査して、これで済む部材であればということで、当然、うちの建築担当技師のほうから助言をいただいて、それなりの仕様に見直して発注するということにもなっていきますので、まずは予算だけをお認めいただいてということをご理解をお願いします。（「いいのかそれで」の声あり）

○議長（高橋たい子君） 再々質疑どうぞ。

○12番（秋本好則君） はい、分かりました。そうすると、そういった設計上の精査というのはこれから行うということなのか、そこだけちょっと確認、もう一度したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸英義君） はい、議員おっしゃるとおり、これから精査ということです。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号令和6年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 陳情第1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する 意見書の提出を求める陳情書

○議長（高橋たい子君） 日程第13、陳情に入ります。

6月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情については、議会運営委員会の協議により、配付のみの取扱いといたします。

○議長（高橋たい子君） 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

6月会議後の委員会活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですので、ご承知願います。

これで6月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、令和6年度柴田町議会6月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の会議では、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算、繰越明許費繰越計算書など11件の報告、議案につきましては、提案申しあげました宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更、新規条例1件、条例の一部改正が4件、財産の取得1件、和解が1件、令和6年度の一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の計11件、全ての議案につきまして原案のとおり可決いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

今回は、12月1日に開館を予定している柴田町総合体育館に係る条例や、放課後児童クラブの待機児童解消等のための（仮称）船岡児童館整備事業、高齢者の定期予防接種委託料に関する経費、デジタル田園都市国家構想交付金などに係る補正予算につきましてもお認めいただきましたので、早急に事業を進めてまいります。

一般質問につきましては、10人から22問、81項目の多岐にわたる提案等をいただきました。特に、今回の一般質問では、フリーWi-Fiやシェアサイクルの設置、新図書館整備やサービス等に関する質問、伝統芸能や郷土資料に係る質問、水害や災害時、猛暑時の対策、信号機の設置など、町民の安全・安心に関わるご質問、さらに医療的ケア児者や放課後児童対策、地域包括ケアシステムの構築など、地域で安心して暮らせる仕組みの構築についてもご質問がございました。

今回の一般質問で提案等をいただきましたことにつきましては、町民の皆様の関心の高まりや時代の流れを的確に捉えたものと受け止めさせていただいております。本来なら、できることから取り組まなければならないとは思っておりますが、現在の柴田町においては、財源が限られている一方で、職員の業務量も過多となっておりますことから、まずは大型プロジェクトが順調に進められるよう全力を挙げてまいります。

今後は、一人暮らし、二人暮らし、さらに増える一方でありながらも、地域においては地区役員や民生委員、児童委員、消防団員、介護職等のエッセンシャルワーカーが不足し、地域での支え合いや助け合いができなくなってきておりますので、国や県に対して、エッセンシャルワーカー等の人材の確保や待遇改善、各ケア施設の充実を図るよう要望してまいりたいというふうに思っております。

今後とも、議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、休会に当たり御礼の挨拶とさせていただきますと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これをもって令和6年度柴田町議会6月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前11時08分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月14日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 13番 大 坂 三 男

署名議員 14番 佐々木 裕 子